

神立駅西口地区土地区画整理事業 ニュースレター (No.11)

平成 26 年 4 月 1 日

春暖の候 皆様方にはますますご健勝のこととお慶び申し上げます。
おかげさまで、皆様にご協力をいただきました建物調査もほとんど終了しました。
一部事務組合事務局においては、かすみがうら市から長谷川局長補佐、土浦市から村田主幹が配属になりました。
今後も、計画的に事業を推進していきますので、ご協力よろしくお願いいたします。

事業のスケジュールについて

- | | |
|-------------------|-----------------------|
| H 2 6 . 4 月 ~ 5 月 | 減価買収 (公共用地の先買) |
| 6 月 ~ | 換地設計、建物移転計画、公共施設の実施設計 |
| H 2 6 . 9 月 予 定 | 仮換地の指定 |
| H 2 7 . | 建物移転補償、一部工事着手 |

仮換地の指定をして、建物補償が確定し、
移転するまでは、従前の土地が使用できます。

関連事業について

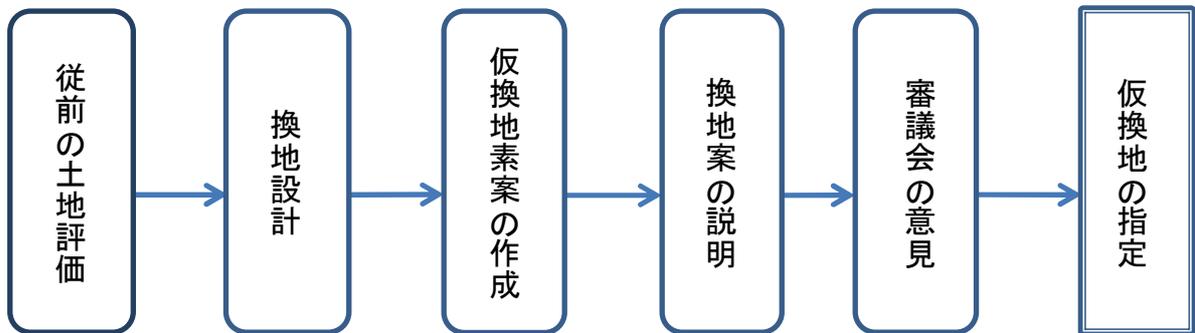
今年度は、

- ・ 神立駅橋上化・自由通路整備事業 詳細設計
- ・ 神立駅東口歩行者専用道路整備事業 詳細設計・用地買収

を予定しています。

仮換地の指定について

仮換地の指定までの流れ



換地設計について

照応の原則

「換地及び従前の宅地の位置、地積、土質、水利、利用状況、環境等が照応するように定めなければならない。」（土地区画整理法第 89 条）

- ・ 換地とは、
区画整理事業後に使用していただく宅地のことです。
- ・ 換地設計とは、
施行後の宅地の位置、地積、形状を定める作業を言います。
- ・ 換地の位置について、
従前の宅地の相隣関係や土地利用状況を考慮して定めます。
- ・ 換地の地積について、
換地の地積は、従前の宅地の評価を元に、換地の評価に応じて定めます。
- ・ 従前の宅地と換地の対応について、
原則 1 筆の宅地に対しては 1 つの換地を行います。
例外として、権利者が同じ場合、2 筆以上の従前の宅地に対して、1 つの換地を行うことがあります。
また、従前の宅地が著しく大きな場合もいくつかの宅地に換地することができます。

～問い合わせ先～

土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合

☎ 029-886-3085